

大和郡山市地域公共交通総合連携計画

1．大和郡山市地域公共交通総合連携計画に関する基本方針

近年、少子高齢化の進行、また、マイカー等の普及により公共交通機関の利用者数は、年々減少していく中で、既存の交通機関の廃止等による交通空白地域の増加など地域の公共交通を巡る環境は極めて厳しい情勢になっております。今後、より一層人口の減少化が進み、その情勢がますます厳しくなっていくことから、高齢者、障害者などの交通弱者の移動手段の確保、活力あるまちづくり、また、地球環境への配慮など市民生活における様々な観点から地域公共交通の充実、維持拡大を図っていくことは、住民に一番身近な基礎的な地方自治体である市としての重要な任務であると考えております。

今後におきましては、これらの情勢の変化に的確かつ迅速に対応するため、地域の公共交通を担う市民、交通事業者(バス・タクシー、鉄道等)及び行政が、相互連携、協力しながら、市民生活の利便性の向上、地域経済の活性化という大きな共通理念のもとで、新たなる公共交通体系(交通体系ネットワーク)の構築を進めていくことが必要であります。

さて、このような考えのもと、市民の日常生活を支える地域公共交通のあり方として、市全域の公共交通機能をより効果的、効率的に充実させ、それぞれの地域の持つ特性、実状等に見合った公共交通サービスの提供に努めるとともに、

市域全体の発展を視野に入れた総合的で計画的な公共交通政策の展開を図るため、本市における将来の公共交通の目指すべき方向性等を明確にし、その実現に向けた具体的方策を示すため基本指針を定めるものです。

2．大和郡山市地域公共交通総合連携計画の区域

・大和郡山市内全域

別紙、大和郡山市管内図

3．大和郡山市地域公共交通総合連携計画の目標

これまでの本市における公共交通政策は、既存の公共交通網の維持を基本に進めてきたところでありますが、そこからの脱却から、市民への利便性の向上を図り、市民生活の満足度を高めるべく、積極的な公共交通政策の展開するため、下記4つの項目を目標に掲げ、本市において最も適した公共交通体系(公

公共交通ネットワーク)の構築を推進するものです。

安全・安心な公共交通環境の整備

自動車交通量の増加に伴い、年々、多発する交通事故の中で、公共施設及び公共交通機関等のバリアフリー化を積極的に推進し、質の高い輸送サービスを提供することで、市民の誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりを実現します。

生活交通としての充実

市民の基本的な生活と社会参加の機会を保障するため、高齢者、障害者、子どもなどの自家用自動車による移動が困難な交通弱者をはじめとするたくさんの市民生活の移動手段の確保に努め、市民生活の利便性の向上を視野に入れた公共交通政策の展開を図ることで、市民の誰もがこころ豊かで快適に暮らせるまちづくりを実現します。

地域の活性化手段として展開

本市の公共交通政策として、地域経済の活性化を念頭に置きながら、観光施策、道路施策など市で実施する各種施策との連動を図ることで、市民のほかに市外からの来訪者等の回遊性を高め、また、市民レベルでの地域間の交流を促進させることで、活気とにぎわいのあるまちづくりを実現します。

環境問題への対応

地球温暖化など環境問題への意識が高まる中で、二酸化炭素排出量の削減等により環境負荷の小さい都市を目指すため、公共交通等を適切に利用することを促すと同時に、市民の理解を深めていきます。具体的には、地域公共交通と自家用自動車・自転車・徒歩などの交通手段の適切な役割分担や複数の公共交通機関の乗継など環境に考慮した公共交通体系を確立することで、地球にやさしいまちづくりを実現します。

4. 事業の概要及び事業の実施主体

事業名：大和郡山市コミュニティバス実証実験事業

項目	大和郡山市コミュニティバス実証実験事業
利用者のニーズ （現状と課題）	<p>交通空白地域における交通弱者（高齢者等）の移動手段確保など地域公共交通にかかる課題があるなか、平成 15 年 12 月から公共施設玄関口バスとして「元気城下町号」の運行を開始する。</p> <p>平成 19 年には、本市交通空白地域の治道地区及び平和地区の住民から移動手段確保の要望がある。</p> <p>これにより大和郡山市地域公共交通会議を設置し、地域公共交通の総合的な検討を行った結果、平成 20 年 2 月から国の補助制度を活用し、治道地区及び平和地区の 2 地区に大和郡山市コミュニティバス（下記 2 路線）の実証運行を開始した。</p> <p>平成20年度については、前年度のバス利用実績及び利用者等の意見に基づき、各路線ごとに運行経路、運行時刻等の見直しを行い継続運行を実施する。なお平成20年6月には、小型バス車両完成により、地域の実情に見合った運行を目指す。</p>
事業計画 事業概要	<p>大和郡山市コミュニティバス実証実験事業は、当市が奈良交通株式会社に運行委託し実施する事業である。</p> <p>基本的には、2 台の車両（12人乗りのワゴン車）を活用して、下記 ~ の 2 路線の運行を業者委託し実施するものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行回数：3 往復 / 日（一部路線で変則運行） ・運休日：土日・祝日、年末年始 ・運賃：100 円（小人 50 円） <p>市コミュニティバスの運行（3 路線）</p> <p>元気治道号：[対象地域：治道地区] （運行区間：新庄町～近鉄郡山駅）</p> <p>元気平和号：[対象地域：平和地区] （運行区間：県営住宅稗田団地前～近鉄郡山駅）</p>

		<p>元気城下町号：[対象地域：旧市内] (運行区間：近鉄郡山駅 ~ 平和橋) 元気城下町号の運休日・運賃は、他の 2 路線と同じ。</p>
	実施時期	平成 2 0 年 4 月 ~
	実施主体	大和郡山市
備考		<p>路線 の運行については、平成19年12月4日に開催された「第2回大和郡山市地域公共交通会議」において承認された事業計画である。(国からの支援を想定) 路線 については、平成15年12月から運行している路線であり市単独事業である。</p>

公共交通（路線バス及びコミュニティバス等）の利用促進活動

【事業概要】

- ・時刻表、公共交通路線図、ポスター等作成・配布等
- ・アンケート調査等による情報収集調査と分析
- ・公共交通の普及促進活動等の実施
- ・バス停留所、関連施設等の整備等
- ・低廉なバス運賃、割引乗車券等各種企画乗車券の発売等

【実施時期】

随時 [平成 2 0 年度後期 ~]

【実施主体】

大和郡山市、大和郡山市自治連合会、奈良交通（株）

新交通システム（デマンド型交通、スクールバス等）の導入、活用

【事業概要】

- ・デマンド型運行等の導入及び検討
- ・スクールバス、診療所送迎バス等の活用等

【実施時期】

随時 [平成 2 1 年度以降]

【実施主体】

大和郡山市、市教育委員会

その他

【事業概要】

- ・バリアフリーによる乗継の円滑化等
- ・その他創意工夫による事業等

【実施時期】

随時 [平成22年度以降]

【実施主体】

大和郡山市

5. 計画期間

平成20年度 ~ 平成22年度の3年間

6. その他

(交通会議開催等の経過)

平成15年3月	巡回バス運行事業に伴うアンケート調査の実施
平成15年12月18日	公共施設玄関口バスとして大和郡山市コミュニティバス(以下、「市コミュニティバス」という。) 「元気城下町号」の運行を開始
平成19年9月21日	第1回 大和郡山市地域公共交通会議 地域の実情に応じた公共交通のあり方を検討することを目的に、 大和郡山市地域公共交通会議(以下、「地域公共交通会議」という。)を設置
平成19年10月1日	「元気城下町号」の一部運行内容を変更
平成19年12月4日	第2回 本市地域公共交通会議 新たに治道地区と平和地区に2台の市コミュニティバス「元気治道号」「元気平和号」が運行することを「地域公共交通会議」にて承認
平成19年12月21日	本市地域公共交通会議において運行ルート一部変更を书面承認する

平成20年 2 月 1 日	「元気治道号」・「元気平和号」の運行開始（大和郡山市コミュニティバス実証実験運行）
平成20年 3 月10日 ～ 3 月15日 定 議	「本市地域公共交通会議」から「本市地域公共交通総合連絡協議会」（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法会議）への移行協議 「大和郡山市地域公共交通総合連携計画(案)」（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定計画案）の内容協議
平成20年 3 月15日	「大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会」設置
平成20年 3 月11日 ～ 3 月17日	法定計画案の内容をホームページで公開、意見募集する。
平成20年 3 月24日 山	「大和郡山市地域公共交通総合連絡協議会」において「大和郡山市地域公共交通総合連携計画（案）」承認。